

平成 29 年度 福岡県 事業計画

都道府県コード

400009

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	6,671	6,671
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	3,080	9,678	12,758
4.消費生活相談体制整備事業	8,937	53,520	62,457
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	1,509		1,509
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	18,220	69,091	87,311
うち、先駆的事業	-	-	-
7.消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	31,746	138,960	170,706

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	539,010	
都道府県予算	86,677	
管内市町村予算総額	452,333	
支出等額	170,706	
支出等割合	32%	32%
支出等額(先駆的事業(交付金)を除く。)	170,706	↑常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事業(交付金)を除く。)	0.316702844	32%

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 〔〕
法人募集型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 〔〕

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1 都道府県実施事業分

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			29年度 本予算	28年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充) ※被災4県のみ						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用) ※被災4県のみ						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等) ※被災4県のみ						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会) ※被災4県のみ						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	事例検討会、レベルアップ研修の開催	3,080	361		2,719	講師謝金・旅費、研修資料代、研修委託料 等
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)		521				
⑨消費生活相談体制整備事業	消費者庁創設に伴い増大した業務に対応して整備した相談体制等の維持に要する費用、九州豪雨災害に係る夜間相談電話開設に要する費用	43,720	8,578		359	非常勤職員の報酬、社会保険料、常勤職員の時間外勤務手当
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	巡回相談、消費者教育市町村支援事業、消費者教育人材育成研修の実施	1,509	1,509			相談員の費用弁償、啓発講座教材等製作費、研修委託料 等
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	若年者向け啓発講座の実施、学校職員向け講座等の実施、高齢者向け啓発事業、消費者安全確保地域協議会の開催、協議会設置促進に係る研修実施、高校生巣立ち応援事業、特別支援学校向け消費者教育事業、大学等との連携事業、学校指導用教材作成、消費生活センター育成事業、悪質事業者被害防止事業 等	30,557	4,101	11,842	2,214	啓発講座講師謝金・旅費、講座教材等の制作費、大学生向け啓発事業講師謝金・旅費等、高校生巣立ち応援事業及び特別支援学校向け消費者教育推進事業委託料、消費者安全確保地域協議会謝金・旅費、消費生活センター事業委託料、悪質事業者被害防止係る経費【県警】等
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	悪質事業者に対する法執行・指導の強化	707	63			法執行担当職員の費用弁償 等
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)						
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		80,094	14,612	11,842	5,292	

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充) ※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用) ※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等) ※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会) ※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	<ul style="list-style-type: none"> ○事例検討会の開催 弁護士を招き県内の相談員及び相談担当者を対象に年12回実施 ○レベルアップ研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の消費者行政担当職員を対象に相談業務に必要な基礎的知識について研修を行う ・県内の相談業務担当者を対象に第一線で活躍する弁護士等を講師に迎え専門研修を行う ・県内の相談員及び消費者行政担当者を対象に相談対応の技法について実習を含めた研修を行う
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	
	(強化)	<ul style="list-style-type: none"> ○悪質事業者に対する法執行・指導強化のため、嘱託職員1名を配置 ○消費者庁創設に伴い増加する業務を円滑に実施するため、PIO-NET入力時間の短縮、事業者指導・法執行機能強化等に対応 ○あっせんを要する事案の増加のため、消費生活相談員によるあっせんの強化を図る ○九州豪雨災害に係る消費生活相談に対応するため、夜間における電話相談を開設
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	
	(強化)	<ul style="list-style-type: none"> ○経験豊富な相談員が管内市町村を巡回し、当該市町村の相談担当職員に対して助言・指導を行う。(13市町村12回) ○消費者教育を実施する市町村に対し、適切な教材や講師を選択、調整等を行い、消費者教育に係る市町村支援を実施 ○市町村が実施する消費者教育を担う人材を育成、資質の向上を行うための研修を実施

	(既存)	
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(強化)	<ul style="list-style-type: none"> ○若年者の被害防止のため、教育機関と連携し、県内の高校生・大学生・専門学校生を対象に啓発講座を開催 ○小学生・中学生・高校生に対する消費者教育の進め方について、教員向け講座を開催 ○大学・専門学校職員向け啓発講座を開催 ○高齢者の悪質商法被害防止のため、啓発パンフレットや啓発講座教材を作成・配布 ○消費者安全確保地域協議会の開催及び安全確保地域協議会設置促進に係る研修会の実施 ○高校生3年生及びその保護者を対象に消費者トラブル未然防止に係る実践授業等を実施 ○特別支援学校と連携した障害者の悪質商法被害の未然防止に係る授業等を実施 ○大学等において消費者トラブル未然防止等に関する啓発その他の自主的な取組を実施しようとするサークル、ゼミ等の自主活動団体に対し、アドバイザーを派遣し、啓発に関するアドバイスや講座等を実施及び消費者教育に係る学校指導用教材・カリキュラムの作成 ○地域や職場等の場で消費者教育を推進するため、消費者教育を担う人材(消費生活サポーター)を育成する講座を実施(県内8カ所)し、前年度の講座受講者に対してはフォローアップ研修を実施 ○悪質事業者による消費者被害防止のため、押収名簿搭載者等への啓発【県警】
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	
	(強化)	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	
	(強化)	<ul style="list-style-type: none"> ○悪質事業者に対する法執行・指導強化のために、嘱託職員の研修参加及び消費者聴取の実施
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	(既存)	
	(強化)	
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	
	(強化)	
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	
	(強化)	

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人 年間研修総日数 人日	実地研修受入人数 人 年間実地研修受入総日 人日

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
11 人	1,701 人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
14 人	
対象人員数計	追加的総費用
25 人	43,720 千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
13 人	1,509 千円

6. 地方消費者行政推進事業実施要領別添2第2及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表2 管内市町村実施事業分

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			29年度 本予算	28年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	福岡市、飯塚市、行橋市、大野城市、太宰府市、古賀市、志免町、新宮町、久山町、芦屋町、鞍手町、東峰村、上毛町	1,961	1,894			・相談コーナーの整備 ・執務参考図書購入 ・センター周知チラシ ・センター設備強化 等
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	北九州市、福岡市、大牟田市、飯塚市、八女市、行橋市、筑紫野市、宗像市、志免町、水巻町	4,947	4,777			・弁護士等による無料法律相談の実施
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	北九州市、筑後市、太宰府市、遠賀町	485	66		418	・外部講師による相談員研修会の開催
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、みやま市、糸島市、那珂川町、志免町、芦屋町、遠賀町、筑前町、東峰村、広川町、添田町、川崎町、福智町、吉富町、築上町	9,517	968		8,226	・国民生活センター、県センター主催研修会等の参加に係る旅費 等
⑧消費生活相談体制整備事業	福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川町、志免町、新宮町、久山町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、筑前町、東峰村、福智町、吉富町	112,012	25,829	27,691		・相談員等の人件費
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、官若市、朝倉市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、筑前町、東峰村、大刀洗町、広川町、香春町、添田町、川崎町、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	64,082	31,626	29,499	480	・啓発資料等の作成 ・若年者向け啓発事業の実施 ・高齢者向け啓発事業の実施 ・出前講座の実施 ・高齢者、障害者見守り事業 ・ニセ電話詐欺防止啓発事業 ・消費者教育推進事業 ・街頭ビジョンによる啓発 ・広報誌による啓発広報 ・多重債務法律相談(弁護士相談)の実施 ・街頭啓発の実施 ・啓発講演会等の実施 ・消費者イベント(月間)の開催 等

⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)						
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	北九州市	161	161			・訪問販売事業者講習会の実施
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	福岡市、大牟田市、飯塚市、八女市、大川市、豊前市、春日市、宗像市、太宰府市、うきは市、糸島市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、柏原町、芦屋町、岡垣町、筑前町、大刀洗町、広川町、香春町、川崎町、苅田町、みやこ町、吉富町、築上町	7,346	6,558		767	・ニセ電話詐欺防止機器の貸し出し ・消費者安全確保地域協議会の設置、運営 ・FM放送を活用した消費者情報の発信
⑭消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		200,511	71,879	57,190	9,891	

2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人 年間研修総日数 人日	実地研修受入人数 人 年間実地研修受入総日 人日

3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
65 人	48,821 人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
25 人	
対象人員数計	追加的総費用
75 人	110,046 千円

別表3 交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	155,523 千円
うち都道府県分	26,454 千円
うち管内の市町村合計	129,069 千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	15,183 千円
うち都道府県分	5,292 千円
うち管内の市町村合計	9,891 千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	94,535 千円	96,550 千円	86,677 千円	-7,858 千円	-9,873 千円
うち交付金等対象経費	千円	41,711 千円	31,746 千円	千円	-9,965 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	5,627 千円	8,937 千円	千円	3,310 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	1,012 千円	1,512 千円	千円	500 千円
うち先駆的事業	千円	6,331 千円	- 千円	千円	-6,331 千円
うち交付金等対象外経費	94,535 千円	54,839 千円	54,931 千円	-39,604 千円	92 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	265,039 千円	440,971 千円	452,333 千円	187,294 千円	11,362 千円
うち交付金等対象経費	千円	136,351 千円	138,960 千円	千円	2,609 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	40,381 千円	45,122 千円	千円	4,741 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	81 千円	39 千円	千円	-42 千円
うち先駆的事業	千円	千円	- 千円	千円	- 千円
うち交付金等対象外経費	265,039 千円	304,620 千円	313,373 千円	48,334 千円	8,753 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	359,574 千円	537,521 千円	539,010 千円	179,436 千円	1,489 千円
うち交付金等対象経費	千円	178,062 千円	170,706 千円	千円	-7,356 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	46,008 千円	54,059 千円	千円	8,051 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	1,093 千円	1,551 千円	千円	458 千円
うち先駆的事業	千円	6,331 千円	- 千円	千円	-6,331 千円
うち交付金等対象外経費	359,574 千円	359,459 千円	368,304 千円	8,730 千円	8,845 千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	- 人		
うち都道府県	人		
うち管内市町村	人		
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	- 人		
うち都道府県	人		
うち管内市町村	人		
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	- 千円		
うち都道府県	千円		
うち管内市町村	千円		
④③を含めた交付金等対象外経費	368,304 千円		
うち都道府県	54,931 千円		
うち管内市町村	313,373 千円		
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合	32 %	31.67028441 %	
うち都道府県	37 %	36.6256331 %	
うち管内市町村	30.72073008 %	30.72073008 %	

↓先駆的事業（交付金分）を除く支出割合

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	980,000 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	16,143 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	15,183 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	7 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	967 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	13 人	今年度末予定	相談員総数	13 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	13 人	今年度末予定	相談員数	13 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組		具体的な内容
①報酬の向上		
②研修参加支援		
③就労環境の向上		
④その他		

自治体名	福岡県
------	-----

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
高校生・大学生等向け啓発講座	①	若年者の消費者被害防止のため、教育機関と連携し、県内の高校生・大学生・専門学校生を対象に啓発講座を開催。	11,842	無	
		計	11,842		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。